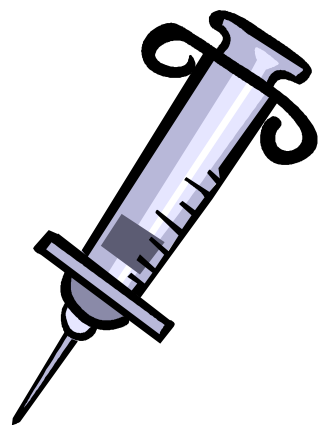


## 第 6 予防接種事業



# 1 予防接種事業

## (1) 乳幼児等の予防接種事業

### ア 目的

接種を受けた個人に免疫を付けることにより感染及び発症の予防、症状の軽減を図る。また、感染症の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とします。

### イ 根拠・関連法令

予防接種法

### ウ 対象

予防接種名		対象年齢
三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	1期	生後3か月～7歳6か月未満
	2期	11歳～13歳未満
麻しん風しん混合	1期	1歳～2歳未満
	2期	5歳～7歳未満で、小学校就学前の1年間にある方
	3期	中学1年生に相当する年齢の方
	4期	高校3年生に相当する年齢の方
日本脳炎	1期	生後6か月～7歳6か月未満
	2期	9歳～13歳未満
ポリオ		生後3か月～7歳6か月未満
BCG		生後6か月未満

### エ 対応者

市内指定医療機関及び県内接種協力医、契約医療機関、保健師、看護師、事務職員、母子愛育班員

### オ 内容

健康福祉センターで行う「集団予防接種」、市内指定医療機関で行う「個別予防接種」のほか、「住所地外小児予防接種相互乗り入れ」制度に基づき、県内の接種協力医により予防接種を実施しています。

### カ 実績

接種状況

単位：人

予防接種名	年度	対象者	接種者	接種率 (%)
三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)	19	4,752	4,643	97.71
	20	4,760	4,945	103.89

二種混合 (ジフテリア・破傷風)	19	1,632	865	53.00
	20	1,494	1,038	69.48
麻しん風しん混合	19	2,558	2,336	91.32
	20	2,559	2,303	90.00
〃(3、4期)		3,077	2,387	77.58
麻しん	19	2,558	0	0
	20	2,559	1	0.23
風しん	19	2,558	10	0.39
	20	2,559	6	0.23
日本脳炎	19	4,056	57	1.40
	20	5,312	31	0.58
ポリオ	19	2,366	2,447	103.42
	20	2,372	2,211	93.21
BCG	19	1,183	1,162	98.22
	20	1,212	1,162	95.87

#### キ 事業の経過

昭和23年7月に予防接種法が施行。

昭和26年に結核予防法が制定。

昭和33年4月に予防接種法が改正され、対象疾病から、しょう紅熱を削除しDP二混ワクチン(ジフテリア・百日せき)が追加。

昭和39年ポリオ生ワクチンが定期接種になる。

昭和43年DPTワクチン(ジフテリア・百日せき・破傷風)が定期接種になる。

昭和51年6月予防接種法が改正され、予防接種による健康被害について法的救済制度創設。

昭和52年8月風しんが定期接種(中学生女子)になる。

昭和53年10月麻しんが定期接種になる。

平成元年4月MMRワクチン(麻しん・おたふくかぜ・風しん)接種が始まる。

平成5年4月MMRワクチン実施見合わせになる。

平成13年11月予防接種法が改正され、一類(百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎)と二類(高齢者のインフルエンザ)に類型化。平成16年結核予防法が改正され、ツベルクリン反応が廃止になり、BCG直接接種及び接種年齢が生後0日以上6か月未満となる。

平成17年5月日本脳炎ワクチン定期接種の積極的勧奨の差し控え勧告。同年7月に日本脳炎Ⅲ期接種が廃止になる。

平成18年4月麻しん風しん混合ワクチンの2回接種（第1期、第2期）が導入される。

平成18年6月麻しん及び風しん定期予防接種において、単独ワクチンも接種可能になる。また、平成18年3月31日までに麻しん、風しんの単独ワクチンを接種した者も第2期の接種が可能となる。

平成20年4月麻しん及び風しん定期予防接種において、5年間の時限的措置として、中学1年生及び高校3年生に相当する者に対する、第3期、第4期の麻しん風しん混合ワクチンが導入される。これに伴い、定期の予防接種実施要領が改正された。

#### ク まとめ

平成19年に10代及び20代を中心とした年齢層で麻しんが流行し、多数の学校が休校措置を行うなどの社会的な混乱が見られ、麻しん対策の更なる強化が求められました。その結果、我が国における麻しん発生を平成24年までに排除し、その後も維持することを目標とした「麻しん排除計画」が策定され、その具体的取り組みの一環として、平成20～24年までの5年間、中学1年生と高校3年生に相当する年齢の者を対象に麻しんの3期及び4期の定期予防接種を実施することとなりました。なお、風しんについても麻しんと同様に3期及び4期の定期予防接種を実施することとなりました。市では広報やホームページで情報を提供する他、未接種者に対して接種を促進する通知を発送する等、接種勧奨等の対応に努めました。

また、日本脳炎の予防接種においては、従来のワクチンと健康被害の問題により、平成17年度から積極的接種勧奨の差し控え措置をとっていますが、これにより接種機会を失った者のうち、今後再開された場合に現行法では対象から外れてしまう者に対する経過措置の必要性等課題が山積しています。

## (2) 高齢者インフルエンザ予防接種事業

### ア 目的

高齢者のインフルエンザの感染の防止を図り、もって高齢者の健康増進を図ることを目的とする。

### イ 根拠・関連法令

予防接種法、予防接種法施行令、予防接種法施行規則

### ウ 対象

インフルエンザ予防接種を希望する者のうち、接種前日に65歳以上の者及び接種前日に60歳以上65歳未満の者で、心臓、じん臓、呼吸器の機能に極度の障害のある者又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある者（いずれも身体障害者手帳1級相当の障害）

エ 対応者

委託先・・・(社) 入間市医師会 (市内指定医療機関) 及び (社) 埼玉県医師会 (住所地外高齢者インフルエンザ予防接種相互乗り入れ契約医)

オ 内容

予診 (問診、検温及び診察)、接種

カ 実績

接種状況

単位:人

年度	区分	対象者	接種者	接種率 (%)	再掲		
					市内指定医療機関	相互乗り入れ	その他
19		26,700	12,919	48.39	11,945	913	61
20		28,263	14,224	50.33	12,938	1,225	61

※その他：依頼書による接種等

キ 事業の経過

平成13年度から実施しています。

平成16年度から埼玉県住所地外インフルエンザ予防接種相互乗り入れが始まりました。

ク まとめ

対象者の増加や、市民の関心が高まってきていることから、年々接種者が増加しており、高齢者のインフルエンザの感染予防及び重症化予防に寄与していると思われまます。